

(仮称) 黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会設立総会

日時：令和8年2月10日（火）19時00分～

場所：黒川コミュニティセンター 研修室

1. 開会

2. 市長挨拶

3. 委員等紹介

4. 議案審議

議案第1号 規約（案）について

議案第2号 役員を選出について

5. その他

(1) 今後のスケジュールについて

資料1

資料2

(2) 廃棄物最終処分場建設計画に係る確認について

資料3

6. 閉会

議案第1号

(仮称) 黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会規約 (案)

(名称)

第1条 この会は、黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、黒川町黒塩地区で建設が計画されている廃棄物最終処分場（以下「施設」という。）に対し、「地域と共に創る」未来志向の施設の建設と運営がなされることを目指し、地域住民の安全安心な暮らしを図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 環境保全対策に関すること
- (2) 地域住民に対する周知及び啓発に関すること
- (3) その他事業遂行に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、次の者を委員として組織する。

- (1) 黒川町からの推薦者 12名以内
- (2) 牧島地区からの推薦者 12名以内

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。
- 3 協議会に顧問を置くことができる。

(任期)

第6条 委員及び役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選出された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 顧問は、協議会の運営や事業に関して、助言等をおこなう。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。
- 4 前3項にかかわらず、会長が認める場合、委員を招集せず、書面による会議とすることができる。
- 5 会長が必要と認める場合、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局を伊万里市役所環境政策課に置く。

(補則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和8年2月10日から施行する。

議案第 2 号

黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会 役員

会 長	
-----	--

副 会 長	
-------	--

顧 問	
-----	--

顧 問	
-----	--

(仮称) 黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会 委員等名簿

◎委員

No.	氏名	摘要
1	■■■■■■■■■■	黒川町区長会会長（浦分区長）
2	■■■■■■■■■■	黒川町区長会副会長（長尾区長）
3	■■■■■■■■■■	黒川町区長会副会長（黒塩区長）
4	■■■■■■■■■■	黒川町生産組合長会会長（畑川内区長）
5	■■■■■■■■■■	黒川町生産組合長会副会長（横野区長）
6	■■■■■■■■■■	黒川町区長会監事（塩屋区長）
7	■■■■■■■■■■	黒川町老人クラブ連合会会長
8	■■■■■■■■■■	黒川町民生児童委員会会長
9	■■■■■■■■■■	黒川町家読連絡会会長
10	■■■■■■■■■■	黒川町スポーツ協会副会長
11	■■■■■■■■■■	黒川町交通安全協会会長
12	■■■■■■■■■■	黒川町こども会育成会会長
13	■■■■■■■■■■	牧島地区区長会会長
14	■■■■■■■■■■	牧島地区区長会副会長
15	■■■■■■■■■■	牧島地区区長会（本瀬戸区長）
16	■■■■■■■■■■	牧島地区区長会（中通区長）
17	■■■■■■■■■■	牧島地区区長会（早里区長）
18	■■■■■■■■■■	牧島地区区長会（釘島区長）
19	■■■■■■■■■■	牧島スポーツ協会会長
20	■■■■■■■■■■	牧島のカブトガニとホタルを育てる会会長
21	■■■■■■■■■■	牧島小学校育友会会長
22	■■■■■■■■■■	牧島保育園保護者代表
23	■■■■■■■■■■	伊万里市消防団伊万里分団（2部部長）
24	■■■■■■■■■■	伊万里市消防団伊万里分団（3部部長）

◎市議会議員

松尾 真介	市議会議員
塚本 博幸	市議会議員

◎調整

長野 浩	牧島コミュニティセンター長
力武 浩和	黒川コミュニティセンター長

◎事務局

青木 健一郎	市民交流部長
野中 信守	環境政策課長
久保田 弘平	環境政策課副課長

資料 1

今後のスケジュール（案）

◎令和 7 年度

番号	内容	日時	場所
1	協議会設立総会	2月10日(火) 19時00分～	黒川コミセン研修室
2	覚書の内容の検討①	2月24日(火) 18時30分～	牧島コミセン研修室
3	覚書の内容の検討②	3月10日(火) 18時30分～	黒川コミセン研修室
4	覚書の内容の決定	3月24日(火) 18時30分～	牧島コミセン研修室

◎令和 8 年度

番号	内容	時期
1	環境保全協定の内容の検討①	令和 8 年 4 月下旬
2	環境保全協定の内容の検討②	令和 8 年 5 月中旬
3	環境保全協定の内容の検討③	令和 8 年 6 月上旬
4	環境保全協定の内容の決定	令和 8 年 6 月下旬

【覚書】

今回、各々の代表者が途中で交代する可能性があるため、基本的なことや後日、環境保全協定を締結することなどを予め確認するために交わす。

【環境保全協定書】

施設の設置、維持管理等にあたって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、法令の規定基準を補完し、地域に応じた環境保全の目標値の設定、具体的な対策の明示などについて、関係住民等と事業者が取り交わす約束事項。

個別具体的な公害防止対策の内容、自主的基準値の設定及び測定、作業時間の取り決め並びに事故時の措置の内容など、関係住民等と事業計画者が相互に対等な立場で結ぶ約束事項であり、どのようなことを取り決めるかは当事者間の話し合いによる。

環境保全協定書（作成例）

〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△株式会社（以下「乙」という。）は、乙がさいたま市◇◇◇に設置する産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）において行う産業廃棄物の（中間処分・最終処分・積替え保管）の業務に伴う周辺地域の環境保全に関し、次のとおり環境保全協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さいたま市◇◇地区の良好な環境の保全を図り、乙の業務に伴い公害が生じることを未然に防止するとともに、地域の生活環境を保全し、甲、乙間の相互理解を深め、協調・信頼関係を強化するために必要な事項を定めることを目的とする。

（責務）

第2条 甲及び乙は、法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実にこの協定の各条項の履行に努めるものとする。

（公害防止等の基本理念）

第3条 乙は、業務に伴い公害を発生させないこと及び周辺地域の生活環境を保全することを基本理念として、常に適切な措置を講じるものとする。

（取り扱う産業廃棄物等）

第4条 乙が取り扱う産業廃棄物の種類は、〇、〇、及び〇とし、当該処理品目ごとの処理方法、処理施設ごとの処理能力及び1日あたりの処理量（積替え保管量）は、・・・とする。

（環境影響の自主測定）

第5条 乙は、その事業活動に関連して発生する排出ガス、排出水、粉じん、騒音、振動及び悪臭（以下、「排出ガス等」という。）について、適切に管理するものとする。

- 2 乙は、前項の規定を遵守するため、排出ガス等の測定（以下「自主測定」という。）を少なくとも年〇回、〇月以上の間隔をおいて実施する。
- 3 乙は、自主測定に関し、甲と協議の上、測定項目、管理目標値及び測定頻度等について定めた基準書（第7条において単に「基準書」という。）を作成し、甲に交付するものとする。
- 4 乙は、自主測定を行ったときは、直ちにその結果を甲に報告し、乙のホームページにおいて公表するものとする。

- 5 乙は、甲からの請求があったときは、甲又は甲の代理人を自主測定に立会わせるものとする。
- 6 自主測定は、乙の負担により行うものとする。

(処理業務に関する稼働時間等)

第6条 産業廃棄物の搬入及び処理施設における処理業務（事務に係るものを除く。）の稼働は、原則として次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の搬入 午前〇時から午後〇時まで
- (2) 産業廃棄物の処理 午前〇時から午後〇時まで

2 次に掲げる乙の休日においては、乙は処理業務を行わないものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第2項又は同項第3号に規定する休日を含む。）
- (3) 12月31日から翌年の1月3日までの日
- (4) 8月13日から同月16日までの日

3 産業廃棄物の搬入を行う車両（以下この条において「搬入車両」という。）の1日あたりの最大台数は延べ〇台とする。

4 乙は、午前〇時から〇時まで及び午後〇時から〇時までの間においては、通学路である国（県・市）道〇〇線の〇〇から〇〇までの区間を搬入車両が通行しないよう、適切な措置を講じるものとする。

5 乙は、産業廃棄物を保管するときは、その積み上げ高さを地表から〇m以内とする。

6 乙は、災害により生じた産業廃棄物の処理を行うときその他特段の事情があるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、期間を定めて、産業廃棄物の搬入若しくは処理の時間若しくは搬入車両の1日あたりの最大台数又は産業廃棄物の積み上げ高さを変更することができる。この場合において、乙は、あらかじめ甲に協議するものとする。

7 乙は、産業廃棄物の搬入及び処理に関し、法令に違反する行為が生じないよう、乙の従業員及び関係事業者に対し、教育、指導その他必要な措置を講じるものとする。

8 乙は、処理施設の所在する事業場から粉じん、騒音、悪臭等が発生しないよう、適切な措置を講じるものとする。

(事故時の措置)

第7条 乙は、環境省の示す指針（平成18年12月25日環廃対061215002・環廃産061215018）に沿って産業廃棄物処理施設事故対応マニュアルを作成し、事業場の備え置くとともに、その写しを甲に交付するものとする。

- 2 乙は、その処理施設において周辺地域の生活環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事故等が発生した場合は、直ちに生活環境保全上の支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のため必要な措置を講じるとともに、当該事故等の状況及び講じた措置の内容を甲に通知するものとする。
- 3 前項の規定は、自主測定の結果が基準書で定めた管理目標値を超過したときについて準用する。

(被害補償)

第8条 乙は、業務に起因する公害により、甲の住民の身体又は財産に被害を及ぼしたときは、誠意をもって補償するものとする。

(報告及び立入)

- 第9条 甲は、公害防止及び周辺地域の生活環境保全のため必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、又は事業場に立ち入ることができるものとする。
- 2 甲は、前項に規定する報告又は立入により知ることができた乙の営業上の秘密を他に漏らしてはならない。
 - 3 乙は、第1項の規定による立入に協力するものとする。

(苦情への対応)

第10条 乙は、業務について、甲又は甲の住民から苦情があったときは、誠意をもってこれに対応するものとする。

(変更の通知)

第11条 乙は、業務の全部若しくは一部を廃止し、又は取り扱う産業廃棄物の種類若しくは産業廃棄物の処理方法若しくは産業廃棄物処理施設の処理能力を変更しようとするときは、あらかじめその内容について甲に協議するものとする。

(協議会)

- 第12条 乙は、周辺地域の生活環境に関し、甲と意見交換を行うための連絡協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を、毎年少なくとも1回、定期的で開催する。
- 2 甲は、業務により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると判断したときは、乙に協議会の開催を請求することができる。この場合において、乙は特段の事情があるときを除き、これに応じるものとする。
 - 3 乙は、協議会を開催しようとするときは、開催の日の2週間前までに、協議会の日及び会場を記載した書面を甲に交付するものとする。
 - 4 協議会の開催に要する経費は乙が負担する。ただし、第2項の規定により開催したときは、甲乙折半し負担するものとする。

(承継に係る措置)

第13条 乙は、業務または産業廃棄物処理施設の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとするときは、あらかじめ甲と協議するとともに、この協定上の地位及びこの協定の履行により生じた債務を当該第三者に承継させるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 前項に規定する有効期間が満了する日の1月前までに、甲乙いずれからも書面による解約又は変更の申し出がないときは、この協定はさらに〇年継続されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 (住 所) さいたま市〇〇
(職氏名) 〇〇自治会 代表者 (氏名) 印

乙 (住 所) 〇〇市〇〇
(職氏名) △△△株式会社 代表取締役 (氏名) 印

資料 3

黒塩地区廃棄物最終処分場建設計画に係る確認事項への回答について

1 搬入される廃棄物

- ① 許可を得ている廃棄物のうち、当該施設で取り扱わない廃棄物は何か
回答) 「動物のふん尿」「動物の死体」は、取り扱いません。

- ② 中間処理した廃棄物以外はどのようなものが搬入されるか

回答) 「石綿含有廃棄物」「廃石綿等」については、溶融以外の中間処理が廃棄物処理法において認められておりませんので、これらは中間処理工程を経ることなく搬入されます。

また、排出事業者から排出される時点でリサイクルに向かない「汚泥」や「鉍さい」などが、中間処理工程を経ることなく搬入されることとなります。

- ③ 埋立基準以上の廃棄物が搬入された場合、または搬入されていたことが判明した場合にどのように対応するのか

回答) 廃棄物を排出される事業者と廃棄物処理委託契約を行うにあたっては、現物を確認したり、分析結果や WDS (廃棄物データシート)、SDS (安全データシート) などの排出事業者から提供される情報をあらかじめ確認するなどして、当社が許可を受けている廃棄物の種類に該当し、法令で定められている埋立基準を満たす廃棄物であることを確認いたしますので、埋立基準以上の廃棄物が搬入されることはありません。

埋立基準以上の廃棄物が搬入される場合とは、当該廃棄物を排出された事業者が故意に、または不可抗力により、埋立基準を超える有害物質を含む廃棄物の処理を当社に委託した場合に限られます。そのようなことが万一判明した場合は、佐賀県や貴市及び関係地域にご報告するとともに、佐賀県のご指導のもと適切に対応いたします。想定される対応としては、当該廃棄物を掘り起こして排出事業者に戻却するとともに、当社が被った損害を弁済いただくものと考えております。

2 施設維持管理

- ① 側溝、調整槽等は、どれくらいの雨に耐えるのか

回答) 側溝は、149.9mm/h の降雨時に水路深さの 8 割までしか水位が上がらないように設計しております。水路の水深を最大限使用した時に、どこまでの大雨に耐える排水能力を有するのかという観点で申し上げると 206.3mm/h の降雨まで対応可能な設計をしていることとなります。

伊万里市周辺での過去の実績では、10 分間に集中的に降った雨が仮に

1時間継続すると仮定した場合においても、以下のような数値となっており、溢れない設計になっていると考えております。

過去実績

- その1 : 伊万里市の観測史上最大1時間降雨強度
99mm/h (2006年9月16日)
- その2 : 令和3年豪雨(武雄市高橋観測所)の最大1時間降雨強度
76mm/h (2021年8月14日)
- その3 : 全国の観測史上最大1時間降雨強度
153mm/h (1982年7月23日:長崎県長崎市長浦岳)

次に、浸出水(廃棄物に触れた水)を一時的に貯留する能力としては、浸出水調整槽容量が6,000m³、処分場内における内部貯留可能量が約24,000m³、合計で最大30,000m³の浸出水を貯留できる能力があると考えております。

上記の豪雨災害があった場所とその1年の降雨データを用いて、水理計算をした結果、浸出水の最大貯留量は以下のとおりであり、最大貯留量に対して一定の余裕があるため、今後の豪雨災害においても未処理の水が伊万里湾に流れることはないと考えております。

過去実績

- その1 : 佐賀県伊万里市 2006年 浸出水最大貯留量 4,542m³
- その2 : 佐賀県大町町 2021年 浸出水最大貯留量 12,331m³
- その3 : 長崎県長崎市 1982年 浸出水最大貯留量 12,392m³

② 搬入車両により遮水シートが破損しないか

回答) 法令の基準を満たす二重の遮水シートと遮水シートの損傷を防ぐ保護マットを敷設した後、厚さ50cmの土砂を敷いた後に、廃棄物の埋立作業が行われますので、搬入車両のみならず、埋立作業を行う重機や廃棄物自体によっても遮水シートが破損することのないような埋立方法となっております。

③ 地滑り発生時に遮水シートが破損しないか

回答) 遮水シート敷設エリアで地滑りが発生すれば、遮水シートへの影響が及ぶこととなりますので、最終処分場の営業開始後に地滑りが発生しないよう、適切な造成工事を行ないます。

④ 悪臭、粉塵が発生しないか

回答) 受入れする廃棄物の性状を事前に把握して悪臭が発生しないように適切に埋立処分するとともに、1日の埋立作業終了後には廃棄物に土を被せる

ことにより悪臭が発生することはないと考えております。

なお、必要と判断すれば、脱臭設備等の追加対策を速やかに実施することにより、地域のみなさまにご迷惑をお掛けするような悪臭が発生することのないように、しっかりと運営管理をいたします。

次に、粉塵対策として、埋立作業中は随時目視による監視を行うとともに、廃棄物の車両からの荷降ろしの際には、散水車による散水を実施することで廃棄物や粉塵の飛散を抑制いたします。また、廃棄物運搬車両が場外に退出する際は、タイヤ等に付着した廃棄物や土砂を場外に持ち出さないよう、車両洗車設備を設置して、道路への持ち出しによる粉塵の飛散を防止いたします。

⑤ 積み上げられた廃棄物が、崩壊することはないか

回答) 最終処分場の法面は、高さ 5m ごとに小段が設けられます。

法面高さが 5m 以下の場合において「安定勾配」とされる 30° 以下の勾配で造成しますので、崩壊することはありません。なお、崩壊しないことを安定計算により確認しております。

⑥ 新たな安全対策を講じる考えはあるか

回答) すでに説明会で説明させていただいておりますが、浸出水処理施設で浄化後の水を放流する前に、COD や全窒素、全リンは現場で分析計により分析し、基準を満たしていることを確認してから放流するシステムを導入いたします。

その他、当社が必要と考える安全対策が新たに発生した際は、適切に講じてまいります。

⑦ ゴミの山に見えないような景観対策をどう行うか

回答) 最終処分場の造成中に、埋立地内の廃棄物が直接見えてゴミの山に見えるようなことはありません。なお、最終処分場の法面は、種子吹付による緑化を行なう計画です。

3 運搬業者

① 搬入車両は 1 日最大何台か

回答) 搬入台数は 1 日平均で 10 台程度であり、日によって変動するため最大 20 台程度と考えております。一時的に搬入台数を増やしたいような事態が発生した場合は、事前にご相談させていただきたいと考えております。

② 搬入車両の公道通行時に粉塵が発生しないか

回答) 搬入車両は、廃棄物を積んでいる荷台にシート掛けを行なうなどにより、廃棄物の飛散防止措置をとるため粉塵は発生いたしません。

- ③ 搬入車両の通行ルート等を限定するなど、規制するつもりはあるか
回答) 通行ルート等の限定について、今後立ち上げられると伺っている対策協議会のなかで協議させていただきたいと考えております。

4 事故発生時の対応

- ① B C P (事業継続計画) はどう考えているか
回答) 当社の親会社である大栄環境株式会社において策定している「大栄環境グループ事業継続計画書」に基づき対応する予定で考えております。

- ② 被害発生時の補償は確実にされるのか
回答) 万一、当社によって利害関係者へ被害を与えた場合、当社の親会社である大栄環境株式会社とともに、補償を確実にいたします。

5 その他

- ① 市が考える関係地区と環境保全協定を締結する考えはあるか
回答) 貴市が考える関係地区は黒川町及び牧島地区と理解しておりますので、環境保全協定を締結いただけるのであれば、締結させていただきたいと考えております。

- ② 埋立期間中における地域振興策はどう考えているか
回答) 今後立ち上げられると伺っている対策協議会のなかで、地域振興策の内容について協議させていただきたいと考えております。

- ③ 埋立完了後の跡地活用はどう考えているか
回答) 埋立期間が 20 年と長期にわたりますので、埋立完了が近づいてきた段階で、今後立ち上げられると伺っている対策協議会のなかで、協議させていただきたいと考えております。